

遠軽町立学校における働き方改革推進計画

平成 3 1 年 3 月

(令和 2 年 5 月改定)

遠軽町教育委員会

はじめに

現在、学校には、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持って勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築していくことが必要とされています。

しかし、平成 28 年度に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・ 1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で 2 割、中学校で 4 割を超えている。また、教頭に至っては、小・中学校とも 7 割となっている。
- ・ 教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっており、こうした状況は、遠軽町においても同様の傾向があるものと認識しています。

これらを踏まえ、遠軽町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成 30 年 3 月に道教委が作成した「学校における働き方改革『北海道アクションプラン』」に基づき、町内の全ての学校において、家庭・地域・行政と連携し、教員が本来担うべき業務に専念できる業務改善の方向性を示した「遠軽町立学校における働き方改革推進計画」（以下「推進計画」という。）を作成することとしました。

1 推進計画の性格

本推進計画は、遠軽町学校管理規則第 54 条の 2 に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

加えて本推進計画は、町教委が策定し、遠軽町立学校（以下「学校」という。）の働き方改革の取組を促すもので、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに

対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

なお、「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 町教委及び学校の役割

(1) 町教委の役割

学校における働き方改革を進めるための計画等や教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めるとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施し、又は取組を実施するための支援を行います。

(2) 学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。

また、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

4 推進計画の目標及び期間

本推進計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、取組期間は策定時から令和2年度までとします。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

- ※1 「在校等時間」は、8の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、8の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、8の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、8の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、町教委は進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は教育職員の時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を

主体的に検討し、実施していくこととします。

【令和2年度末に目指す指標】

- | | |
|---|---------|
| 1) 部活動休養日を完全に実施（年間①（平日は週1日52日＋土曜日及び日曜日（以下「週末という。」）は週1日52日）＋②学校閉庁日9日（①と②の重複分を除く。））している部活動の割合 | ・・・100% |
| 2) 変形労働時間制を活用している学校の割合 | ・・・100% |
| 3) 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | ・・・100% |
| 4) 学校閉庁日を実施（年9日以上）している学校の割合 | ・・・100% |

5 取組の検証・改善

町教委は、校長会や教頭会等との議論等を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえ、新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行います。

6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することは、学校教育の質の向上につながります。

子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組についても保護者や地域住民等の理解を深めていく必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委においても、各学校や遠軽町 PTA 連合会と連携を図りながら、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

7 具体的な取組

町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、各学校は、自校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて以下の取組を行います。

取組 1 : 環境の整備

- (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の活用促進
道教委から派遣・支援のスクール・サポート・スタッフ等の活用や町教育専門員を活用します。
- (2) 教員等の活用
指導方法工夫改善加配・児童生徒支援加配等の事業継続を図るとともに、引き続き特別支援教育支援員事業を継続します。
- (3) ICTにより共有化された教材等の活用
各学校においては、道教委ホームページに掲載の教材や資料等の活用を図ります。
【小学校】
各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例等、特に外国語活動の導入や教科化、小学校プログラミング教育の実施に向けて、文部科学省が作成した教室用デジタル教材や、教員用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材等
【中学校】
各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例
- (4) 校務支援システムの導入
町教委は、校務支援システムを導入し、活用を図ります。
- (5) 学校運営協議会による学校を応援・支援する体制づくり(コミュニティ・スクール)
町教委は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の導入を進め、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進します。

取組 2 : 部活動指導にかかわる負担の軽減

町教委では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がある。

ることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

(1) 部活動休養日等の完全実施

・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こととします。

また、学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めます。

・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度で終了します。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「遠軽町立学校に係る部活動の方針」による。

(2) 部活動指導員の配置等

町教委は部活動の効果的、効率的な活動に取り組むため、道教委による部活動指導員配置事業の活用検討を始めます。

(3) 複数顧問の配置

各学校においては、部活動ごとに複数の顧問を配置し、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

(4) 大会やコンクール等への参加

各学校においては、出場する大会やコンクール等の精選に努めます。

(5) 学校規模に応じた部活動数の適正化

各学校では、学校規模に応じて部活動数を適正に設置するとともに、必要に応じて複数の学校による合同部活動を検討します。

取組3：勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

町教委は、各学校の働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人が「仕事と生活の調和」の視点を積極的に取り入れるよう働きかけます。

(1) 定時退勤日等の設定

月2回以上の定時退勤日（「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（水曜日）など）、「消灯時間の設定」、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」など、各学校の実情に応じた取組を行います。

(2) 教員の意識改革の促進

各校長は「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の人事評価に係る業績評価の目標として、時間

外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進など、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する内容を設定します。

また、管理職員だけでなく、職員一人一人が働き方改革を進めるよう促すなどとして、全職員で取り組むことや、目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどとして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(3) 学校閉庁日の設定

各学校では、職員が心身の健康を保持するため、休養を取りやすい環境の整備の一環として、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

- ・夏季休業期間中においては、8月15日を含む3日間以内に設定することを基本とします。
- ・冬季休業期間中においては、年末年始の休日の前後において2日間以内に設定することを基本とします。
- ・年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日とします。

【学校閉庁日の服務上の取扱等】

- ・年休、夏休、振替等を活用します。
- ・休暇取得を強制しません。
- ・出勤も可とするが、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行い、管理職員の出勤を求めません。
- ・部活動休養日とします。

(4) 学校施設の巡視・点検

各学校においては、土曜日、日曜日、祝日及び学校閉庁日等の管理職員による学校施設内外の巡視・点検は実施しないことを基本とします。

(5) 在校している時間を把握する仕組み

町教委は、教職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録できる仕組みについて早期に構築するよう検討します。

(6) 電話転送による連絡対応等

町教委は、各学校の学校閉庁日において、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、緊急時の連絡方法を確保した上で、保護者や外部からの問合せ等への対応として、管理職員への電話転送となるよう連絡対応等の取組を進めます。

(7) 管理職員のマネジメント研修

町教委は、学校における業務改善を図っていくため、校長をはじめとする管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした町教委が実施する研修への

参加を促します。

(8) 加配教諭等の配置の推進

学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置や加配事業を活用するなどの取組を推進します。

取組 4：教育委員会による学校支援体制の充実

(1) 調査報告業務等の見直し

町教委は、各種届出や調査報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化に努めます。

(2) 変形労働時間制等の活用

現在導入されている変形労働時間制は、修学旅行引率・文化祭・保護者等対象説明会等です。

平成 22 年度以降、対象業務が拡大されてきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における 3 時間 45 分の勤務時間の割振り変更など、教職員の勤務時間に係る制度変更がなされてきました。

また、令和 3 年度から休日の「まとめ取り」導入ができるよう、1 年単位の変形労働時間制の適用が地方公共団体の判断により可能になったため、今後も、国や道教委の動向を注視しながら、町教委も同様の制度を導入し、施行していきます。

(3) 適正な勤務時間の設定

町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう促します。

また、学校がやむを得ず「超勤 4 項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう促します。

(4) メンタルヘルス対策

町教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施し、活用を図ります。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導助言

町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制の整備状況を踏まえて精

査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行います。

(6) 生徒指導上の諸問題に直面した際の支援体制の整備

町教委は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に関係機関と連携・協力のうえ相談体制を整備します。

(7) 学校行事の精選・見直し

町教委は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

8 教育職員の在校等時間について

教育職員にあっては、「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされていますが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めることとしました。

町教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。

学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とします。

(1) 対象者の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（以下、「給特条例」）第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

(2) 業務を行うの上限

① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの

時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 道教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」をいう。） 360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 町教委が行う措置

① 町教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測します。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。

② 町教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守し

ます。

- ③ 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。

ア 在校等時間が著しく超過した教育職員に医師による面接指導や健康診断を促します。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を推進します。

- ④ 町教委は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

- ⑤ 町教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本アクション・プランの周知を図ります。

(4)留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。